

川崎市と横浜市が 「待機児童対策に関する連携協定」を締結！ ～ ともに子育てしやすいまちを目指して ～

本日、川崎市と横浜市において、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力をする事により、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、「待機児童対策に関する連携協定」を締結しました。

待機児童ゼロを目指す隣り合った政令指定都市が、待機児童対策に関する連携協定を締結し、共に推進する初の試みです。

今後、本協定に基づいて、女性の社会進出を促進するため、「子育てしやすい街よこはま・かわさき」の実現を共に目指してまいります。

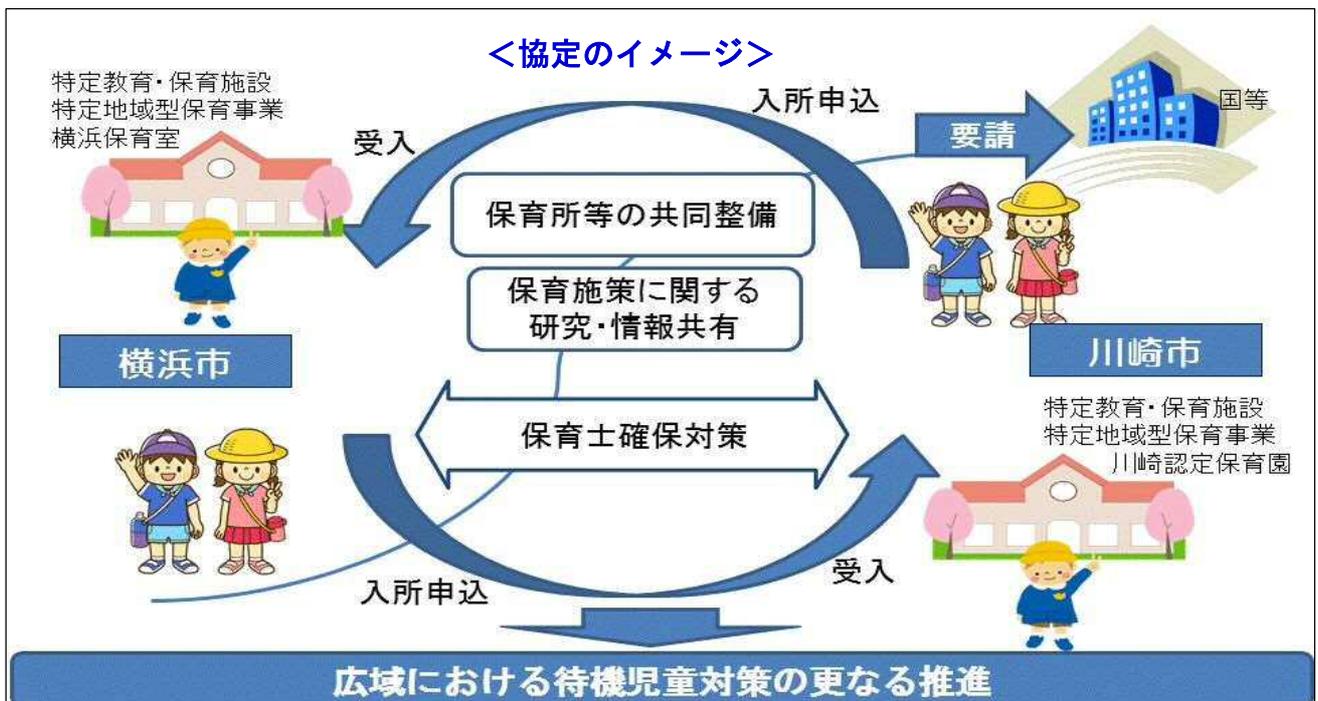
1 経緯

横浜市では保育ニーズが高まっている鶴見区内や港北区内に保育所整備に適した土地が枯渇している一方で、隣接する川崎市側に活用できる土地が存在していても、現状としては、この土地を横浜市の待機児童対策として活用する方法がありません。

一方、川崎市においても、横浜市と隣接し待機児童数の多い宮前区において、保育所に適した土地等が少なく、保育資源が足りていない地域があります。

こうした市境周辺の保育受入れ枠の確保のため、どちらか一方の土地を両市が共同で活用する方策を検討する必要があります。

このほか、相乗効果が期待される取組について、両市が連携及び協力をして待機児童対策を推進していくため、本協定を締結することとなりました。



2 協定内容（主な連携・協力事項）

本協定に基づき、次の連携・協力事項の実施に向けて検討していきます。

1 保育所等の共同整備（市境の土地等の有効活用）

川崎市と横浜市の市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めていきます。

具体的には、横浜市鶴見区・港北区と川崎市幸区が隣接する地域、川崎市宮前区と横浜市都筑区・青葉区が隣接する地域（地図上の楕円部分）を中心として、両市のマッチング事業などを活用し、今後、共同整備に向けて進めていきます。

※地図上の（★）は、川崎市のマッチング事業で応募のあった民有地



2 川崎認定保育園・横浜保育室の利用に関すること

川崎市の子どもが横浜保育室を利用する時や、横浜市の子どもが川崎認定保育園を利用する時に、施設に対する運営費助成や保護者の保育料負担を軽減するなど、互いに市外児童であっても施設を利用しやすい環境を整備していきます。

現在、川崎認定保育園は107施設、横浜保育室は148施設ありますので、市境周辺の施設を中心に、保育所に入所保留となった方などに対して、相互の施設をご案内していく予定です。

※上記地図上の（▲）が、市境周辺に所在する横浜保育室及び川崎認定保育園です。

3 保育士確保対策

平成26年4月から、県・政令市・中核市で共同運営している「保育士・保育所支援センター」を活用した取組を中心に連携して推進します。

また、12月13日（土）には、ミュージア川崎にて保育士養成施設校の学生向けの就職セミナーを両市で共同開催する予定です。

4 保育施策に関する研究及び情報共有

実務者レベルでの交流や意見交換等を通じて、両市の共通課題に関する研究・情報共有を積極的に図っていきます。

5 国等への要請

首都圏に位置する川崎市と横浜市が待機児童対策を進めるにあたって共通に抱える課題について、共同して国等に要請を行っていきます。

6 その他の連携事項

本協定の達成に向け連携・協力が必要と認められる事項について対応していきます。

【参考】

- (1) 認可保育所の入所状況（平成 26 年 4 月 1 日時点）
 - 川崎市の認可保育所に入所している横浜市民 61 人
 - 横浜市の認可保育所に入所している川崎市民 234 人

- (2) 横浜保育室、川崎認定保育園の入所状況（平成 26 年 4 月 1 日時点）
 - 川崎認定保育園に入所している横浜市民 30 人
 - 横浜保育室に入所している川崎市民 6 人

お問合せ先
川崎市市民・こども局こども本部待機児童ゼロ対策室 Tel 044-200-3630 FAX 044-200-3933

横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書

横浜市と川崎市は、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力をする事により、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、この協定を締結する。

(連携・協力事項)

第1条 両者は、この協定の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 市境における保育所等の共同整備に関する事。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関する事。
- (3) 保育士の確保対策に関する事。
- (4) 保育施策に関する研究及び情報共有に関する事。
- (5) 国等への要請に関する事。
- (6) その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

(連携・協力の推進)

第2条 両者が行う連携及び協力は、前条各号の事項に応じて両者の所管部署において計画的に推進するものとする。

(協定の改廃)

第3条 この協定の改正又は廃止は、両者が協議して行う。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

横浜市長

川崎市長